

生物多様性の保全及び 野生鳥獣の保護管理について

令和6年11月18日（月）

環境部自然鳥獣共生課

目次

I 生物多様性保全の総合的推進

- 1 生物多様性ひょうご戦略の改定 3
- 2 兵庫県版レッドリストの改訂 4
- 3 多様な主体による参画と協働 5

II 外来生物対策の推進

- 1 兵庫県版ブラックリストの作成・公開 8
- 2 兵庫県外来生物対策協議会による防除対策 9

III 自然公園の保全及び利用促進

- 1 自然公園地域の指定及び保全 13
- 2 自然公園の利用促進及び施設の老朽化対策 14

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

- 1 「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画」等の推進 15
- 2 野生動物による被害の状況 16
- 3 獣種ごとの被害防止対策【個体数管理・被害管理】 17
- 4 集落での被害防止対策【被害管理】 21
- 5 野生動物の生息地の保全【生息地管理】 22
- 6 狩猟者の確保・育成及び狩猟の適正化 23

I 生物多様性保全の総合的推進

1 生物多様性ひょうご戦略の改定

現行戦略（H31.2）が改定から5年を経過する中、COP15（生物多様性条約第15回締約国会議R4.12開催）で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や当該枠組などを踏まえて環境省が策定した生物多様性国家戦略をはじめ、国内外の社会情勢の変化や新たな環境課題に的確に対応するため、環境審議会自然環境部会において「生物多様性ひょうご戦略」の改定協議を進めている。

- ◆ 法的な位置づけ：「生物多様性基本法」における県域の地域戦略
- ◆ 県での位置づけ：「兵庫県環境基本計画」における自然共生分野の具体化を図る行動指針

《改定状況》新たな環境課題や社会情勢に的確に対応するため、概ね5年ごとに改定

H21.3策定 → H26.3改定 → H31.2改定（現行戦略） → R6年度未改定予定（次期戦略期間：R7(2025)～R12(2030)年度）

新たに追加する主な視点

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」、「生物多様性国家戦略2023-2030」や本県の推進施策などに基づく新たな視点を追加

【主な視点】

- ◆ 30by30の推進（陸域と海域の30%以上を保全）
- ◆ 特定外来生物の防除推進
- ◆ 里山・里海づくりの推進
- ◆ 生物多様性に配慮した生産・消費
- ◆ 生態系を活かした防災・減災
- ◆ 人材育成の推進 など

戦略の方向性（案）

3つの基本戦略のもとに行動目標を設定し、各行動目標ごとに各種施策を推進

基本戦略Ⅰ

豊かな自然環境の適切な保全

【行動目標】

- ・ 30by30の推進
- ・ 侵略的外来種の防除
- ・ 野生鳥獣の適正な保護管理

基本戦略Ⅱ

自然の恵みを活かした地域づくり

【行動目標】

- ・ 里山・里海の再生
- ・ 生態系を活かした防災・減災
- ・ 生物多様性に配慮した農林水産業の推進

基本戦略Ⅲ

豊かな自然を未来へつなぐ仕組みづくり

【行動目標】

- ・ 生物多様性の理解促進
- ・ 生物多様性を支える人材育成の推進
- ・ 多様な主体が支える基盤の充実

I 生物多様性保全の総合的推進

2 兵庫県版レッドリストの改訂

兵庫県版レッドリストは、絶滅のおそれのある貴重な野生生物や地形・地質、自然景観など、県レベルで保全を図る必要のあるものを18の区分ごとに選定・評価しており、環境影響評価や地域での各種保全活動を行う上での基礎資料として活用されている。概ね10年ごとに各区分を順次改訂するほか、最新の情報に基づき、随時追加やランクの変更を行っており、令和6年度は鳥類の改訂を進めている。

「兵庫県版レッドリスト」分野別・ランク別掲載数一覧（令和6年10月現在）

区 分	絶 滅	野 生 絶 滅	A ランク	B ランク	C ランク	要 注 目	地 域 限 定 貴 重 種	要 調 査	計
脊 椎 動 物	哺乳類	1	5			3		9	18
	鳥 類	1	21	64	25	17		25	153
	爬虫類		1	1	3	3		1	9
	両生類		4	6	7	1			18
	魚 類	2	18	8	9	2	1	16	56
無 脊 椎 動 物	昆虫類	8	40	53	69	58		53	281
	クモ類		9	6	10	1		15	41
	貝 類	3	79	38	25	7	1		153
	その他		14	26	21			4	65
植 物	維管束植物	33	4	309	224	195		44	809
	蘚苔類	1	62	29	50				142
	藻 類		16	10	7		11	3	47
	菌 類		4	11				13	44
植 物 群 落		79	120	316	50			565	
地 形		19	38	43				100	
地 質		32	73	57	14			176	
自 然 景 観		10	75	124	19			228	
生 態 系		23	23	26				72	
計	49	4	745	805	987	191	13	183	2,977

ウスイロヒョウモンモドキ
(Aランク)

アサザ (Bランク)

兵庫県版レッドリストのランクについて

絶滅

県内での生息の可能性がないと考えられる種

野生絶滅

絶滅ランクのうち、人工飼育の例がある種

Aランク

環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に相当、県内で絶滅の危機に瀕している種など緊急の保全対策が必要な種

Bランク

環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に相当、県内での絶滅の危機が増大している種

Cランク

環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当、県内で存続基盤が脆弱な種

要注目種

近年減少が著しい種

地域限定貴重種

県内全域では貴重とまではいえないが、特定の地域ではA～C、要注目のランクに相当していると思われる種

要調査種

評価するに足るデータはないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種

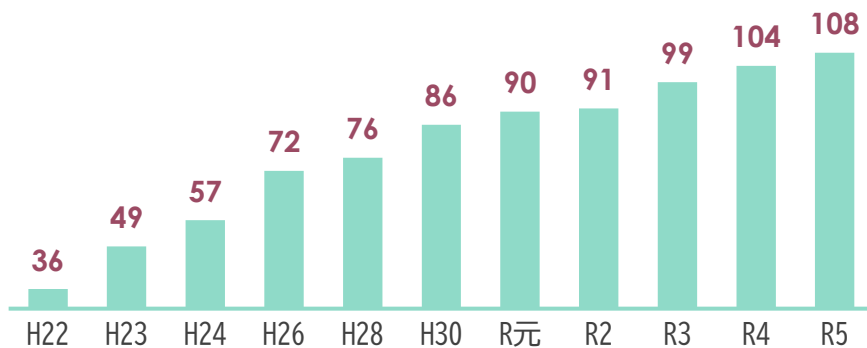
I 生物多様性保全の総合的推進

3 多様な主体による参画と協働

ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの推進

NPOなどが実施する生物多様性保全の取組のうち、モデルとなる活動を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定している(R6.3月末:108件)。プロジェクト団体に対しては、

- ① プロジェクト内容の幅広い情報発信を通じた県民や企業の参加促進
- ② プロジェクト団体の活動発表の場を設定し、団体相互のネットワーク化や個々の活動のレベルアップ
- ③ 「生物多様性ひょうご基金」による助成(R6:18団体)
などの支援を行っている。



ひょうごの生物多様性保全プロジェクト選定数の推移

区分	選定数	活動内容(例)
希少種の保全に関するもの	37	モリアオガエルの保全活動(西宮市立山口中学校モリアオガエル保存会) ほか
水辺環境の保全に関するもの (外来生物駆除を含む)	22	篠山城跡掘の生態系の保全再生(農都ささやま外来生物対策協議会) ほか
地域生態系の保全・再生に関するもの	42	棚田の保全・再生と継承活動(NPO法人棚田LOVER's) ほか
生物生息・生育環境の創出に関するもの	7	尼崎中央緑地の生物多様な森づくり(アマフォレストの会) ほか
計	108	

生物多様性ひょうご基金

選定プロジェクトへの活動助成に向けた寄付や、活動に参加いただける企業を常時募集している。

また、いただいた寄付金は(公財)ひょうご環境創造協会に設置している「生物多様性ひょうご基金」に受入れ、プロジェクト団体へ助成している。

寄付感謝状贈呈式(R6. 6)
(イオングループ2社)西宮市立山口中学校モリアオガエル保存会
(モリアオガエルの保全活動)NPO法人棚田LOVER's
(棚田の保全・再生と継承活動)

I 生物多様性保全の総合的推進

3 多様な主体による参画と協働

貴重で豊かな生態系の保全・再生

● 上山高原における魅力向上・情報発信

イヌワシなど貴重な野生生物が生息する上山高原では、地域住民から成るNPOや新温泉町、県で構成する「上山高原エコミュージアム運営協議会」がススキ草原(県版レッドリスト:Bランク)やブナ林の復元等の自然再生、自然観察会の開催などに取り組んでいる。

また、地域資源の価値を掘り起こして魅力向上に繋げるため、既存イベントのブラッシュアップや新たなイベント企画、情報発信の改善などについて芸術文化観光専門職大学等と連携した取組を進めている。

● 但馬イヌワシ・エイドプロジェクト

イヌワシは文化財保護法の「天然記念物」及び種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定され、県版レッドリストでAランクに位置づけている絶滅危惧種であるが、県内のつがいは2ペア(扇ノ山、氷ノ山)のみで、いずれのメスも高齢のため、繁殖可能な時期があと数年のみとなっている。

このため、地元NPOや専門家などと連携して、餌場の確保に向けた対策に取り組んでいる。

- ① シカ柵の設置により、イヌワシの餌となるノウサギが食する下草の保全
- ② イヌワシの狩り場を整備するための灌木林の伐採
- ③ ふるさと寄附金を活用した保全活動(ササ原の手刈り等)

また、イヌワシの専門家や学識経験者、地元の自然保全活動実践者などによる検討会を開催し、科学的知見に基づく生息環境のあり方などの検討を行っている。

直近の繁殖としては、令和5年4月、氷ノ山ペアで3年ぶりにヒナが誕生、無事巣立ちを確認した。



豊かな生態系が残る上山高原



上山高原の自然復元作業

上山高原におけるモデルツアー
(R6.7「シワガラの瀧トレッキングツアー」)

イヌワシ(Aランク)



シカ柵(電気柵)の設置

I 生物多様性保全の総合的推進

3 多様な主体による参画と協働

生物多様性配慮指針の普及

県や市町、企業が実施する工事等において配慮すべき事項を6つのカテゴリー(※)ごとにまとめた「生物多様性配慮指針」を公表、各主体における活用の普及に取り組んでいる。

※ 6つのカテゴリー

河川、森林、道路、港湾・海岸、農用地、ため池

【在来種の生息・移動空間の確保の事例】



魚道設置位置

河川における魚道の設置



林道設計における現地地形に沿った波型線形の採用

生物多様性アドバイザーの活用推進

自然環境や動植物、生態系等に精通した専門家、学識者等を生物多様性アドバイザー(34人)に登録し、行政や企業・NPO・市民グループ等からの環境保全活動等に関する相談に対して助言を行っている。(令和5年度相談実績:68件)

生物多様性アドバイザーへの主な相談内容

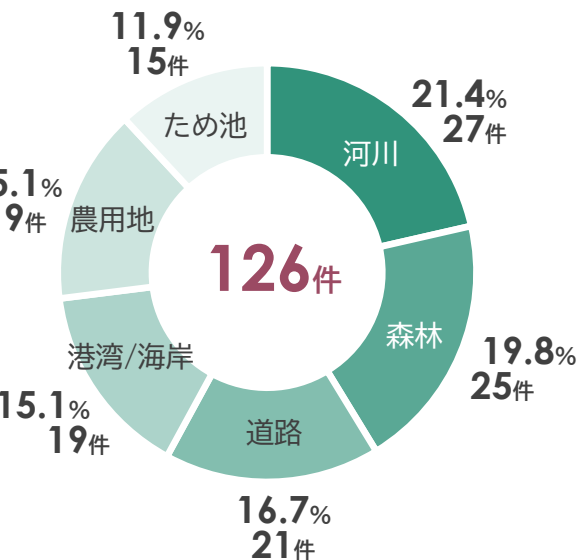
主な相談項目	主な相談内容
里山、森林等	里山や森林の保全管理、夏緑樹林の管理方法 など
海、河川等	水生生物の調査、同定 など
希少生物	希少生物の保全、保護増殖、同定 など
外来生物	外来種の見分け方、駆除方法 など



生物多様性アドバイザーが河川の生態系について説明

自然保護指導員による助言・啓発

自然に関する豊富な知識と熱意を有する者を自然保護指導員(30人)に委嘱し、自然環境の保全と適正な利用について県民への助言・啓発を行うほか、生物多様性に係る研修会への参加を通じて資質向上に努めている。



生物多様性配慮指針掲載事例数
(令和6年10月現在)



自然保護指導員による
小学生への探鳥学習

II 外来生物対策の推進

1 兵庫県版ブラックリストの作成・公開

県内の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物のリスト(ブラックリスト)を作成・公開し、県民、事業者や県・市町の関係部局等への注意喚起を図っている。

ブラックリスト選定状況(令和6年10月現在)

	A		B		C	
	兵庫県版 ブラックリスト		Aのうち特定外来生物		国指定 特定外来生物	
哺乳類	13	3	アライグマ、ヌートリア 他1		25	
鳥類	6	1	ソウシチョウ		7	
爬虫類	5	2	カミツキガメ、アカミミガメ		22	
両生類	4	3	ウシガエル 他2		18	
魚類	10	4	ブルーギル 他3		26	
昆虫類	12	6	ヒアリ、クビアカツヤカミキリ 他4		27	
クモ・サソリ類	3	2	セアカゴケグモ 他1		7	
甲殻類	5	1	アメリカザリガニ		6	
貝類	11	1	カワヒバリガイ		4	
その他	2	0			1	
維管束植物	60	13	ナガエツルノゲイトウ 他12		19	
計	131	36			162	

兵庫県版ブラックリスト

A

ハクビシン、ドバト、スクミリンゴガイ、ホテイアオイ など

131種

B

アライグマ、ヌートリア、◆アカミミガメ、★ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリ、ナガエツルノゲイトウ、◆アメリカザリガニ など

36種

国指定 特定外来生物

C

アカゲザル、タイワンザル、キョン、ガーパイク、グリーンアノール など

162種

特定外来生物とは・・・

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(通称:外来生物法)」において、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される海外起源の外来種。現在162種が指定を受けている。

特定外来生物の指定を受けると・・・

飼育、栽培、運搬、販売、輸入などが原則禁止され、違反内容によっては重い罰則が科せられる。

「特定外来生物」の中でも例外的取扱を受ける種

★ヒアリ

「要緊急対処特定外来生物」(R4.11~)
強毒を持つ国内未定着種として
国が直接防除対策を主導



◆アカミミガメ・アメリカザリガニ

「条件付特定外来生物」(R5.6~)
販売や放出は禁止されるが、他の特定外来生物
と異なり、飼育・無償譲渡等は可能



II 外来生物対策の推進

2 兵庫県外来生物対策協議会による防除対策

県、ひょうご環境創造協会、兵庫県自然保護協会で構成する協議会のもと、アライグマ・ヌートリア、外来昆虫及び外来植物などの種ごと・生息地域ごとに防除体制をとり、市町、関係団体、専門家等との情報共有を図るとともに、早期発見・早期防除に取り組んでいる。

特定外来生物【アライグマ・ヌートリア】対策の推進

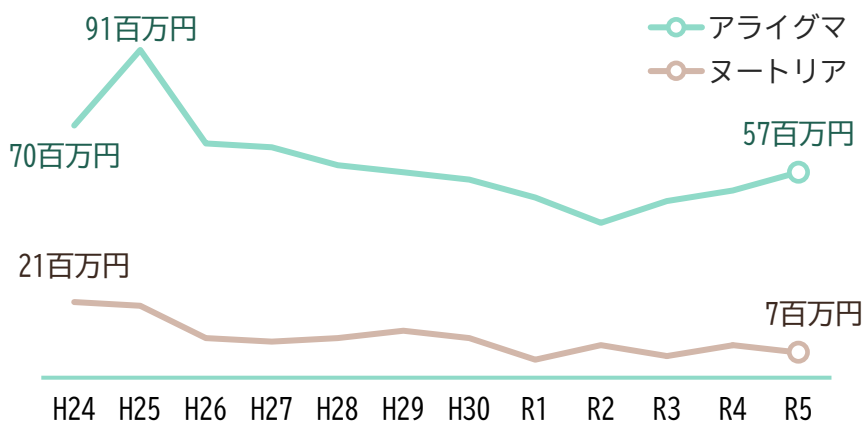
アライグマ・ヌートリアによる農業被害や生活環境被害防止に向け、市町防除実施計画に基づき市町が実施する捕獲・搬入・処分等を支援し、地域での防除を推進している。

《市町経費に対する支援内容(交付単価)》

捕獲・搬入・殺処分支援	わな等購入支援
捕獲：3,000円/頭	汎用わな：19,000円/基 (専用わな：47,600円/基)
搬入：1,000円/頭	処分箱：54,000円/基 電殺器：48,600円/基
殺処分：3,000円/頭	冷凍庫：33,600円/台

負担割合：市町特別交付税1/2、県1/4、市町1/4

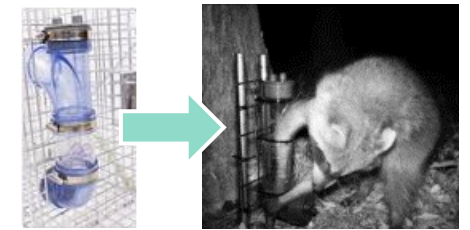
また、森林動物研究センターと連携して、捕獲に有効な電気柵・専用わなの開発・普及や農業ハウスでの実証試験などを通じて、農業者や狩猟者などの捕獲技術の向上に努めている。



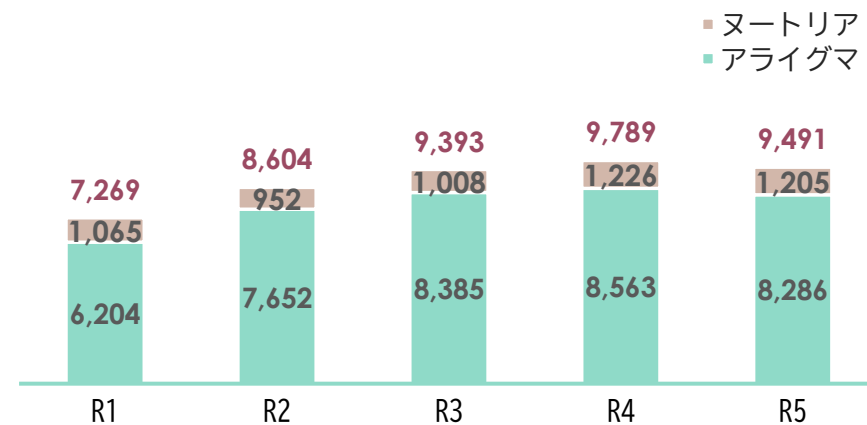
アライグマ・ヌートリアによる農林業被害額の推移



農園での現地研修



「筒形トリガー」に前肢を入れエサをとろうとしているアライグマ



アライグマ・ヌートリアの捕獲頭数の推移 (単位: 頭)

II 外来生物対策の推進

2 兵庫県外来生物対策協議会による防除対策

特定外来生物〔外来昆虫〕対策の推進

伊丹などに生息するアルゼンチンアリや、令和4年度に県内で初めて侵入が確認されたクビアカツヤカミキリなどは、繁殖力が非常に強く、生態系や生活環境、農業などに深刻な被害を及ぼすことから、重点的に防除対策を進めている。(): 特定外来生物指定年度

アルゼンチンアリ（平成17年度指定）



特 徴

体長2.5～3mmの小型アリ。ヒアリのような毒はないが、一つの巣に多数の女王アリが存在する多女王制で、繁殖力が非常に強く、建物内に容易に侵入。在来アリの駆逐や電気系統の故障原因となる。

侵入確認地域

神戸市、伊丹市、尼崎市

主な対策

- ・ 専門家と現地での分布調査を実施
- ・ ベイト剤(毒餌)設置や薬剤散布
- ・ コンクリートの隙間をシリコン充填
- ・ 地域住民を対象にした防除セミナー
- ・ 住民・周辺自治体等への注意喚起
- ・ 市町担当等を対象にした防除講習会 等

クビアカツヤカミキリ（平成30年度指定）



幼虫がフラス（フンと木くずが混ざったもの）を木の外に排出

食害を受けたサクラの幹

特 徴

体長2.5～4cmで、全体的に光沢がある黒色に胸部(首の部分)が赤いカミキリ。サクラやウメ、モモなどのバラ科の樹木に寄生し、幼虫が木の内部を食い荒らし枯死させる。

侵入確認地域

明石市、芦屋市、神戸市、西宮市、三田市

主な対策

- ・ 専門家と現地での分布調査を実施
- ・ 目撃情報通報フォームによる県民への通報の呼びかけ
- ・ フラス発生木への防除ネット巻付け、薬剤注入、被害木の伐採・伐根
- ・ 住民・周辺自治体等への注意喚起
- ・ 防除対策マニュアルの作成・普及啓発 等

ツヤハダゴマダラカミキリ（令和5年度指定）



特 徴

体長2～3.5cmで、全体的に光沢がある黒色で、在来種のゴマダラカミキリとよく似ている。アキニレ、カツラなど幅広い樹種の樹木に寄生し、幼虫が木の内部を食い荒らし枯死させる。

侵入確認地域

神戸市、西宮市

主な対策

- ・ 専門家と現地での分布調査を実施
- ・ フラス発生樹木への防除ネット巻付け、薬剤注入、被害木の伐採・伐根
- ・ 住民・周辺自治体等への注意喚起
- ・ 防除対策マニュアルの作成・普及啓発 等

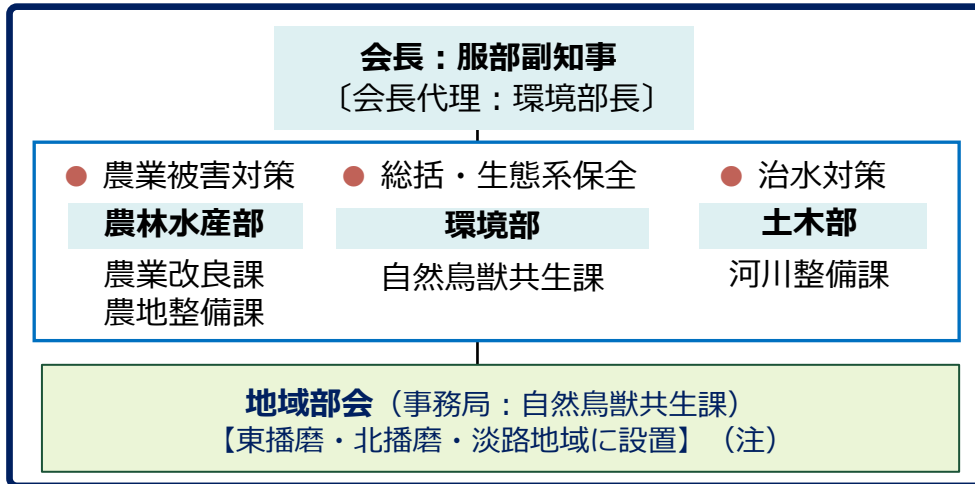
II 外来生物対策の推進

2 兵庫県外来生物対策協議会による防除対策

特定外来生物〔外来植物：特にナガエツルノゲイトウ〕対策の推進

東・北播磨、淡路、神戸・阪神地域など県の中南部を中心に確認され、ここ数年で急速に分布が拡大している現状を踏まえ、令和5年11月、環境部・農林水産部・土木部の3部が連携して「ナガエツルノゲイトウ防除対策会議」を設置し、早期防除や定着阻止に向けた対策を市町や関係団体、専門家などと緊密に連携・協力して取り組んでいる。

ナガエツルノゲイトウ防除対策会議



（注）水系等を通じて繁茂が拡大し、広域的な対応が必要な地域を防除重点地域と位置づけて地域部会を設置

【環境部における主な対策】

- ◆防除対策会議ほか総合調整
- ◆緊急防除対応
- ◆専門家派遣による防除指導
- ◆通報窓口、目撃情報通報フォームによる県民への通報の呼びかけ
- ◆分布調査
- ◆防除後のモニタリング
- ◆技術講習会開催などの人材育成
- ◆現地説明、地域住民への普及啓発

県内の繁茂状況(R6.10現在)

16市町で侵入・繁茂を確認

- ・東播磨：明石市、加古川市、高砂市、
稲美町、播磨町
- ・北播磨：西脇市、多可町
- ・淡路：洲本市、南あわじ市
- ・神戸・阪神：神戸市、尼崎市、西宮市、
伊丹市、川西市、猪名川町
- ・中播磨：姫路市

ナガエツルノゲイトウの特徴

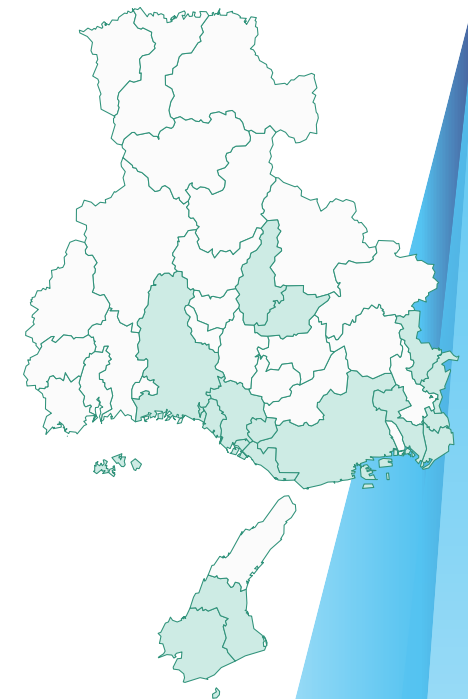
- ・南米原産のヒユ科の多年草。凄まじい繁殖力・再生力で、茎や根の小さな断片からも再生が可能
- ・水生植物であるが乾燥に非常に強く、耐塩性もあり、陸上や海浜でも生育
- ・ため池等の水面を覆い尽くすため、水質の悪化や希少種のアサザをはじめ在来種の生息環境を奪う
- ・排水溝や農業用水路を詰まらせるなど、水流を阻害
- ・田畑へ侵入すると作物を覆い生育不良が発生



河川での分布調査



地元説明会(多可町)



II 外来生物対策の推進

(参考) 主な防除手法 (除草剤以外)

◆遮光駆除: 遮光シートの設置

光合成しないよう遮光率100%のゴム製シートで繁茂箇所を広めに覆い、杭・土嚢で固定
→ただし、完全に死滅するまでに2~3年程度必要



遮光シート設置作業



遮光シート設置後

◆拡散防止: ため池・調整池などでの侵入防止ネットの設置

繁茂地域のため池や調整池については、流出入口や洪水吐などからナガエツルノゲイトウの破片が流入・流出しないよう、侵入防止フェンス・ネットを設置



侵入防止ネット設置作業

◆手刈り

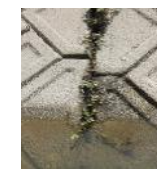
小さな茎や根の断片からも容易に再生することから、地下の根ごと丁寧に掘り起こして引き抜く



手刈り作業

◆コーキング

(コンクリートの目地や割れ目からの侵入防止)
堤防の張りブロックや石垣の目地の隙間から生えないよう樹脂で充填



目地に侵入



コーキング後

防除対策例【洲本市五色町の本田池（閉鎖性の高い比較的小規模なため池）】

令和2年頃に侵入、ため池の水面をマット状に覆っていたが、専門家の指導のもと地元管理者と関係機関が連携して、3年度から約3年かけて防除に取り組んだ結果、現在はかなり生育が抑えられている。ただ、根絶には至っておらず、モニタリングや遮光シートのメンテナンスなどを行い、監視を継続している。



マット状に繁茂(R3)



刈り取り作業



遮光シートの設置



現在の本田池(R5~)

III 自然公園の保全及び利用促進

1 自然公園地域の指定及び保全

自然公園地域の指定

優れた自然の風景地を保護するとともに、休養や環境学習等の利用に役立てるため、自然公園法により環境大臣が国立公園及び国定公園を、兵庫県立自然公園条例により知事が県立自然公園を指定している。

これらの公園面積は県土の約20%を占める。

自然公園の指定状況（令和6年10月現在）

公園区分	箇所	面積(ha)	自然公園の名称
国立公園	2	19,626	瀬戸内海（①六甲地域・②淡路地域・③西播地域） ④山陰海岸
国定公園	1	25,200	⑤氷ノ山後山那岐山
県立自然公園	11	121,357	⑥多紀連山 ⑦猪名川溪谷 ⑧清水東条湖立杭 ⑨朝来群山 ⑩音水ちくさ ⑪但馬山岳 ⑫西播丘陵 ⑬出石糸井 ⑭播磨中部丘陵 ⑮雪彦峰山 ⑯笠形山千ヶ峰
計	14	166,183	

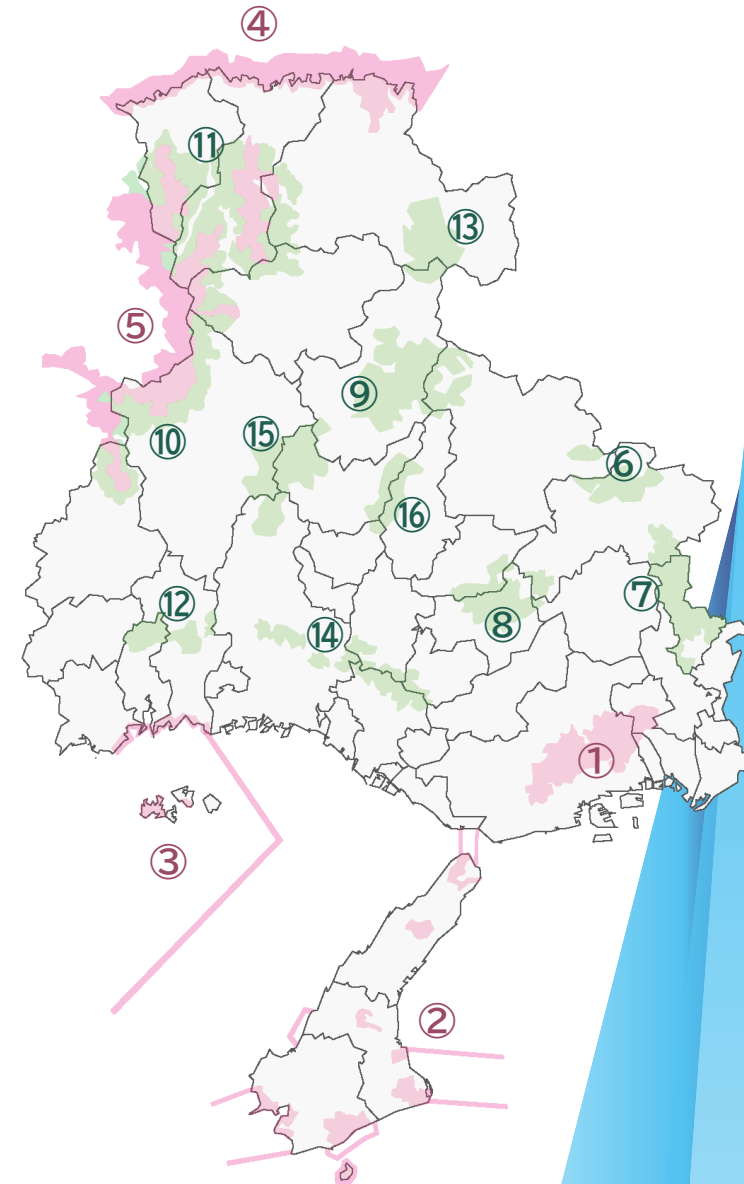
自然公園地域の保全

国定公園及び県立自然公園における携帯電話基地局等工作物の新築等について、特別保護地区・特別地域（特に景観に配慮すべき地域）においては許可、普通地域では届出の審査により、風致景観の保護を図っている。（国立公園は環境省が対応）

許可等の件数（令和5年度実績）

地域	対応	国定公園	県立自然公園	計
特別保護地区	許可申請	0件	0件	0件
特別地域	許可申請	11件	48件	59件
普通地域	届出	0件	12件	12件

兵庫県内の自然公園位置図



III 自然公園の保全及び利用促進

2 自然公園の利用促進及び施設の老朽化対策

自然公園におけるふれあい施設の提供

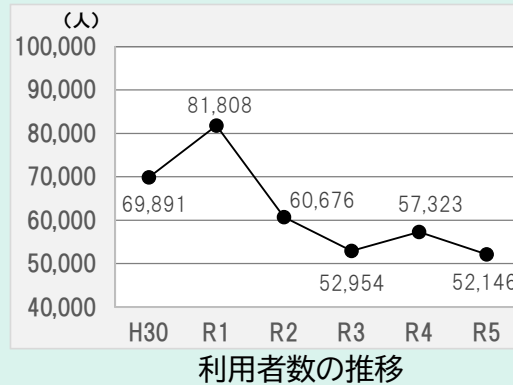
県が整備した自然体験の拠点となるふれあい施設において、自然や見どころなどの紹介や休憩の場を提供し、自然公園の利用促進を図っている。

【六甲山ビジターセンター(瀬戸内海国立公園(神戸市))】

六甲山の歴史や自然などの魅力をパネルや「六甲山自然体験シアター」で感じながら学ぶことができる。

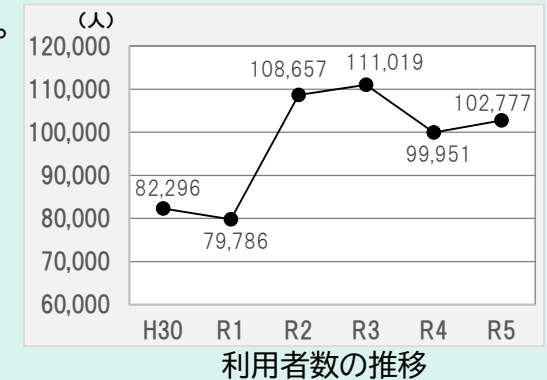


※ H30にリニューアル



【とのみね自然交流館(雪彦峰山県立自然公園(神河町))】

ススキ草原や湿原など貴重な砥峰高原の保安全管理や野外活動、自然体験の拠点としての役割を担う。



施設の老朽化対策

県民利用の快適性、安全性を確保するため、自然公園内にあるふれあい施設や野営場、トイレ、看板・標識などの老朽化対策に取り組んでいる。

また、2府7県にまたがる近畿自然歩道は、県内で4ルート64コース(約580km)を設定、標識等の更新・修繕を行うとともに、姫路市ほか9市町に草刈、軽微な補修、トイレの管理を委託し、快適な歩道の維持に努めている。



今子浦野営場 トイレ棟の長寿命化
(山陰海岸国立公園 [香美町])



近畿自然歩道 木橋・標識の改修
(深山と広峯神社を訪ねるみち [姫路市])

近畿自然歩道



IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

1 「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画」等の推進

- 近年、一部の野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲の拡大などにより、農林水産業への被害や地域住民の精神被害等が発生しているほか、食害による森林の下層植生の消失など生物多様性への影響が生じていることから、「兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画(R4.3策定)」等に基づき、市町との連携のもと、森林動物研究センターの研究成果を活かした「個体数管理」「被害管理」「生息地管理」を総合的・計画的に推進する野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）を行っている。

【個体数管理】

指定管理鳥獣捕獲事業
(香美町)

【被害管理】

電気柵の点検
(上郡町)

【生息地管理】

野生動物共生林整備
(福崎町)

第13次鳥獣保護管理事業計画(R4.4~R9.3)

- 鳥獣捕獲許可の基準・考え方
- 鳥獣保護区等の指定及び管理
- 特定計画の作成 等

第2種特定鳥獣管理計画(R4.4~R9.3)

第3期 イノシシ管理計画	第3期 ニホンジカ管理計画	第2期 ツキノワグマ管理計画	第3期 ニホンザル管理計画	第1期 カワウ管理計画※
農業被害の半減、生息密度の低減、人身被害や生活環境被害の解消	農業被害の被害防止、下層植生衰退の進行防止、スギ幼齢林の食害リスクの軽減、「目撃効率※1.0以下」となる個体数管理 ※狩猟者1人が1日に目撃するシカの頭数	人身被害ゼロ、人の生活圏への出没防止、東中国地域個体群及び近畿北部地域個体群西側の推定生息数400頭以上の維持	人身被害の防止、農業被害・生活被害の減少、現存する群れの適正な維持、被害地域の拡大抑制	カワウの生息状況や被害状況の把握を進め、被害軽減及び人との軋轢解消を図る ※R6.4~R9.3

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

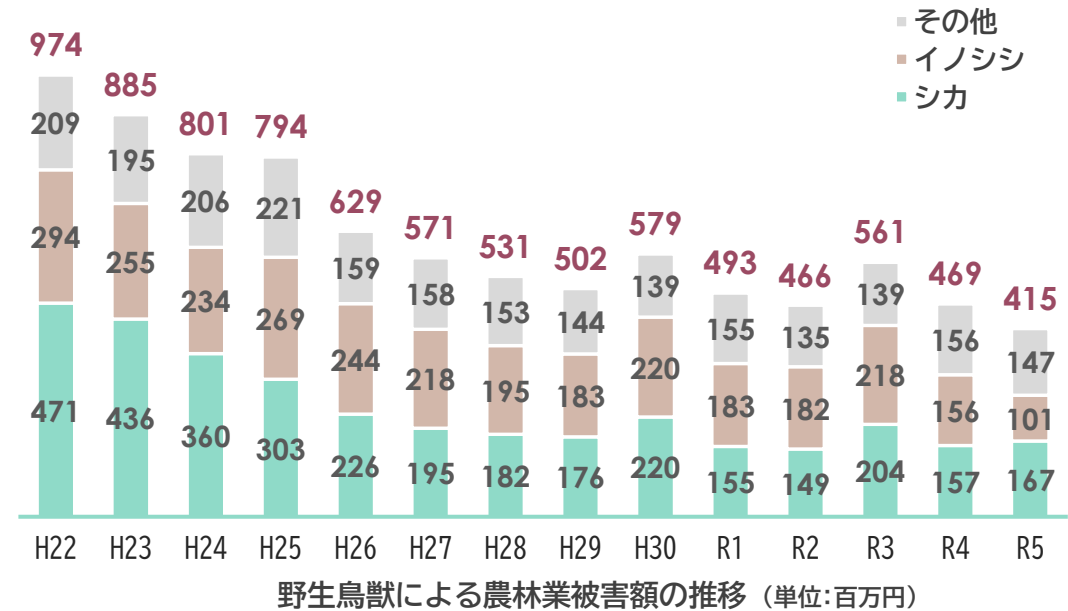
2 野生動物による被害の状況

農林業被害の状況

令和5年度の農林業被害額は、対策の効果もあり4億15百万円とピーク時の平成22年度の9億74百万円の43%となり、減少傾向にある。

鳥獣別では、シカ(1億67百万円、前年比10百万円増)とイノシシ(1億1百万円、前年比55百万円減)が65%を占めており、営農意欲の減退や耕作放棄の要因となるなど、数字に現われる以上に深刻な影響を及ぼしている。

また、近年の小雪等に伴う野生動物の生息範囲の拡大、狩猟者の高齢化等に起因する捕獲圧の低下により、地域(但馬北西部など)によっては生息数や被害が拡大している。



人的被害の状況

クマやサルが集落内にも出没し、人身被害のほか、不意の遭遇への恐怖や威嚇を受けるなどの精神的被害が発生している。

また、六甲山周辺の住宅地では、餌付け等により人慣れしたイノシシが出没し、人身事故や生活被害が発生している。



ゴミをあさるイノシシ(神戸市)

生物多様性への影響

但馬、西播磨や淡路島の一部地域では、シカが木の皮や下草を食害することにより、立木の枯損や下層植生の消失による土壌流出、昆虫の減少等の生態系被害が発生している。



シカによるスギ下層植生の衰退(神河町)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

3 獣種ごとの被害防止対策【個体数管理・被害管理】

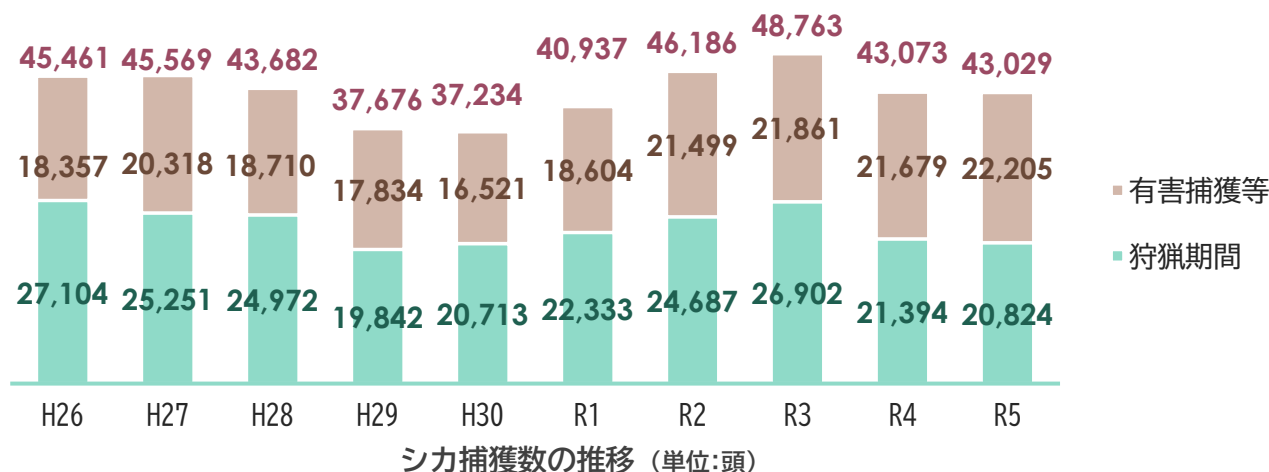
シカ対策



● 個体数の管理

農林業被害が軽微になる生息密度を目指して、令和6年度の年間捕獲目標を46,000頭とし、ICT技術を備えた大型捕獲わなの導入や狩猟期間中の捕獲報償金制度の活用等により、捕獲強化を進めている。

また、生息密度が高く、奥地等で捕獲が困難な地域では、県委託の民間捕獲事業者による捕獲を実施している。



箱わなによる捕獲(神河町)

● シカ丸ごと1頭活用の促進

捕獲したシカを、食用やペットフードなどの地域資源としての有効活用を図るため、市町、猟友会等と連携し、①処理加工施設の整備や、②処理加工施設への搬入・回収経費、③運搬に使用する冷凍・冷蔵車の導入支援を進めている。

また、ジビエ料理や加工品、ペットフードなど有効活用を進める「ひょうごニホンジカ推進ネットワーク」の活動を支援しており、令和6年8月24日(土)に神戸阪急本館屋上において、PRイベント「文鹿祭」が開催された。

シカ有効活用推進PR「文鹿祭」
(神戸市中央区 神戸阪急屋上)ジビエ料理コンテストの実施(R6.3)
(最優秀賞「鹿のサルサ トルティーヤ
チップ添え」)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

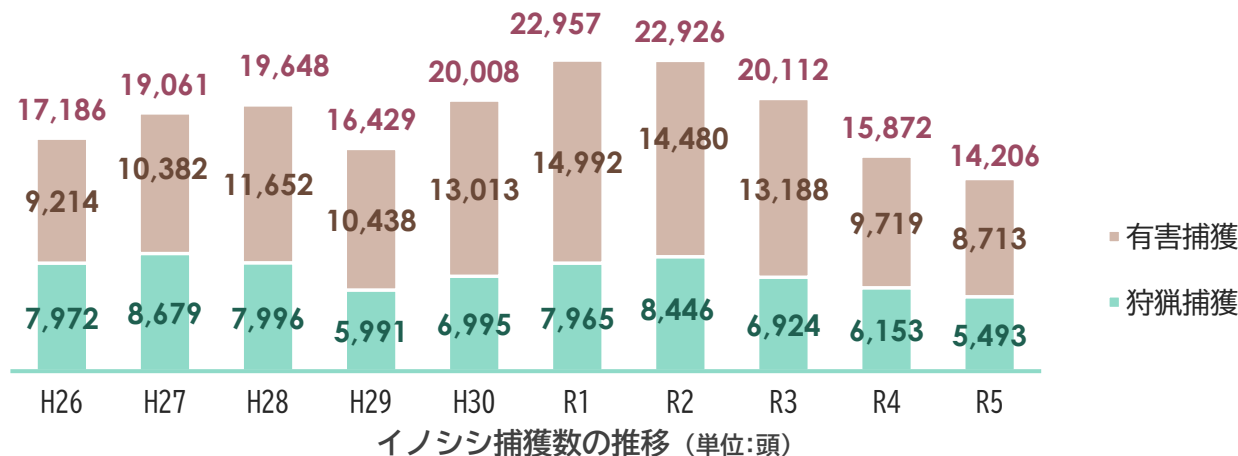
3 獣種ごとの被害防止対策【個体数管理・被害管理】

イノシシ対策



シカに次いで農業被害が大きいイノシシの捕獲目標を令和6年度は、年間25,000頭とし、有害捕獲を促進している。

また、被害集落へ効率的・効果的な捕獲技術の指導、狩猟期の捕獲報償金制度の活用等、捕獲体制を強化するとともに、餌付け等により人慣れした個体の出没により人身事故等の生活被害が発生している六甲山山麓の市街地周辺では、イノシシ緊急対策協力員の配備や、加害個体の捕獲やわなの見回り活動等の経費を支援している。



箱わなによる捕獲(加古川市)

指定管理鳥獣捕獲等事業 (平成26年5月の鳥獣保護管理法の改正により創設)

深刻な農林業被害や生態系への影響を及ぼしているイノシシ、シカを環境大臣が指定管理鳥獣に定め、生息密度が高く、狩猟や有害捕獲等での捕獲実績の低い地域などにおいて、県が直接捕獲を実施している。

令和5年度は、生息密度が高く、高標高地域等で捕獲実績の低い氷ノ山(養父市)、三川山(香美町)、香美町・新温泉町の沿岸地域、照来川(新温泉町)、及び鳥取県境地域(新温泉町)でシカ601頭を捕獲し、令和6年度はシカ594頭を捕獲している。

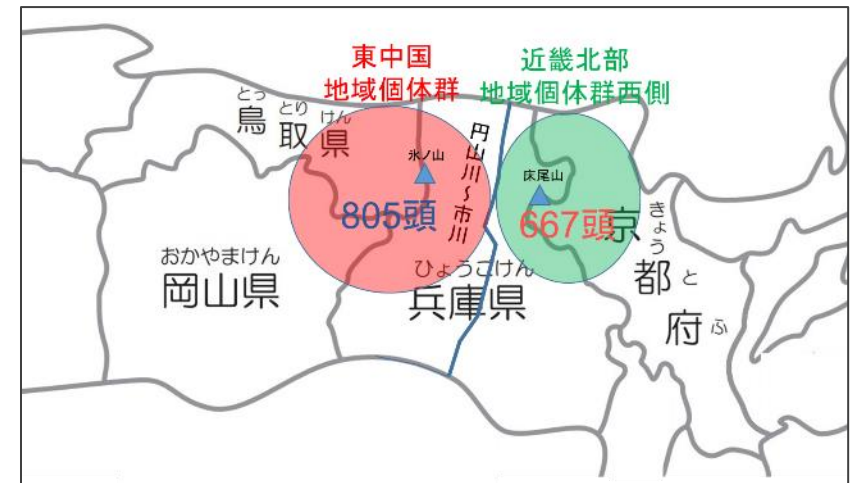
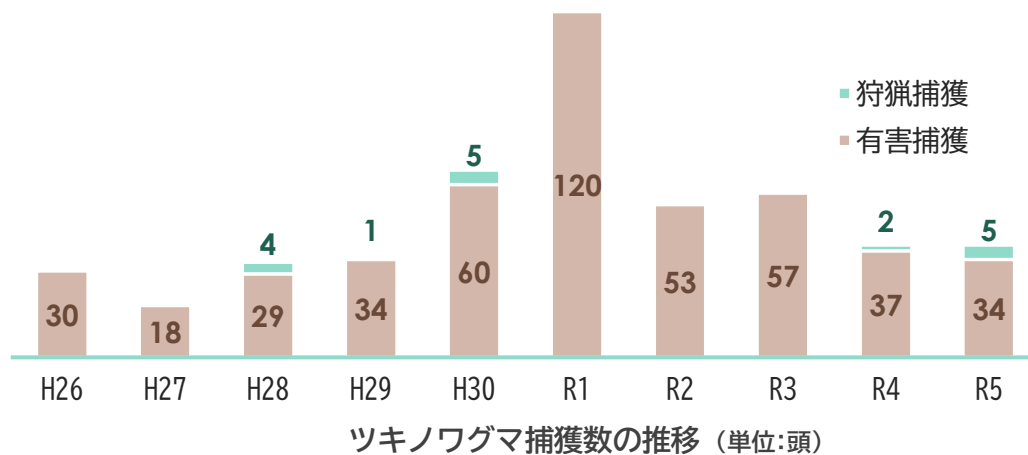
IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

3 獣種ごとの被害防止対策【個体数管理・被害管理】

ツキノワグマ対策



本県が属する地域個体群の生息数は、円山川・市川より東側で667頭、西側で805頭と推定され、絶滅のおそれがないレベルの個体数となっている。その一方で、集落周辺での出没件数の増加が危惧されており、人身事故も発生していることから集落への出没や人身事故の発生を未然に防ぐため、平成29年度から新たにゾーニングを行い、集落ゾーンにおける柿などの誘引物の除去や集落周辺ゾーンでの有害捕獲の強化、クマの生息ゾーンでの広葉樹林の育成などの取組を進めている。



堅果類(ドングリ類)の豊凶とクマの目撃・痕跡及び人身被害件数

クマの目撃・痕跡件数は、コナラやブナ等の堅果類(ドングリ類)の豊凶により増減している。豊凶調査結果は、ホームページ等で情報提供している。

年度	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6※1
目撃・痕跡件数	1,623	497	978	490	638	787	520	589	509	524	605
人身被害※2	4	0	3	2	0	2	2	2	0	0	1
堅果類の豊凶	凶	豊	凶	豊	並	凶	凶	並	並	凶	凶

※1 R6年度は9月末現在 ※2 H8年度以降 人身被害28件

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

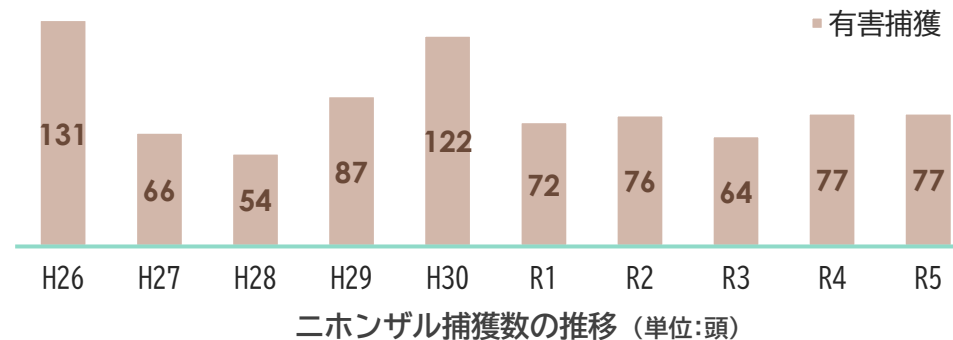
3 獣種ごとの被害防止対策【個体数管理・被害管理】



ニホンザル対策

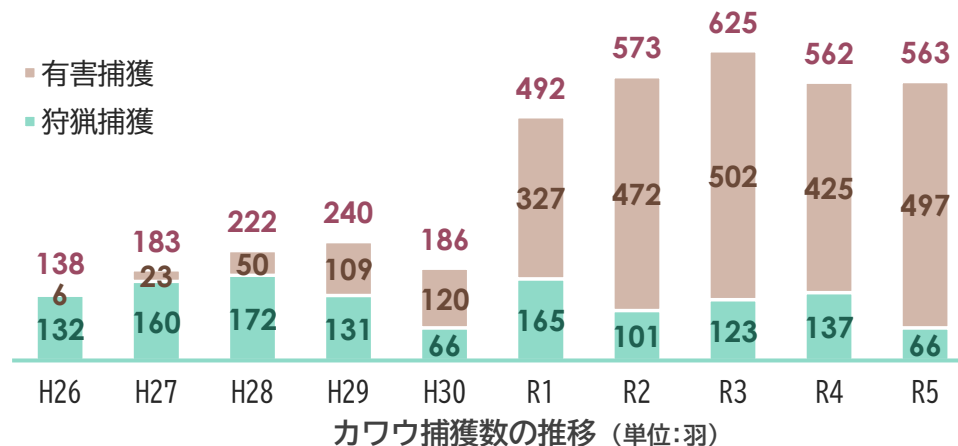
県内の生息数は全体で869頭(令和5年度末)と推定され、地域個体群はそれぞれ孤立していることから、地域的な絶滅が危惧されている一方、農業被害や人家侵入などの生活環境被害を発生させている。

地域個体群の安定的維持と被害軽減を両立させるため、群れごとの生息状況に応じた適切な個体数管理を実施している。



カワウ対策

県内には、7千羽近くのカワウが生息(令和5年12月時点)しており、アユ稚魚の食害や集団で樹木をねぐらにすることによる樹木の立ち枯れ等を発生させていることから、カワウの個体群管理や、被害河川における銃器捕獲や釣り針を用いた捕獲促進、ねぐらとなる樹木の伐採等、被害軽減に向けた取り組みを進めている。



IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

4 集落での被害防止対策【被害管理】

- 集落被害対策を進めるため、侵入防護柵の設置や管理の指導、獣類を寄せ付けないための誘因物の除去指導、捕獲指導など、一体的な支援を展開。

集落への支援

専門知識と現場経験を備えた民間事業者を集落へ派遣し、被害対策のカルテ化・処方箋作成を行うほか、処方箋に基づく集落・農家自らによる被害対策と捕獲対策の実践を支援している。

被害カルテ・処方箋の策定

被害集落に民間の専門家を派遣し、集落の実情に応じた被害対策を実践



環境の整備

潜み場となる藪や灌木等の伐採、放任果樹の除去等を実施



捕獲技術の向上

現地アドバイザーによるわなの仕掛場所や餌付け方法等の現地指導を実施



獣害対策チームによる捕獲指導(丹波市)

獣害対策チームによる集落支援

農林(水産)振興事務所に設置した獣害対策チームが、重点指導集落を選定のうえ、必要に応じて森林動物研究センター研究員・森林動物専門員からの指導・助言を受けながら、市町と連携して被害対策のコーディネートを実践している。

防護柵の整備支援

野生動物の侵入を防止するため、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用などにより、集落が連携して実施する防護柵の設置を支援している。

また、国予算の補完対策や災害による被災防護柵の復旧などについては、県単独事業により支援している。

防護柵の設置実績 (単位:km)

区分	累計	うちR5年度
国庫事業	4,807	146
県単独事業	1,404	11
市町単独事業等	5,118	170
計	11,329	327



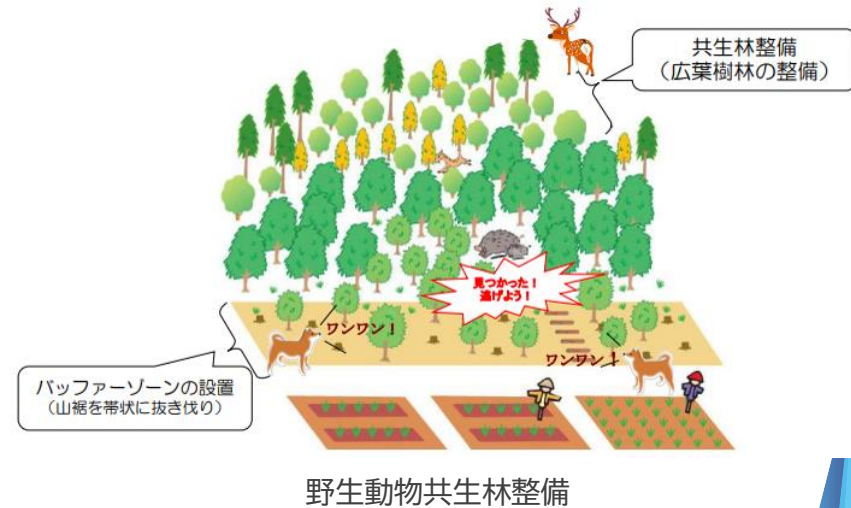
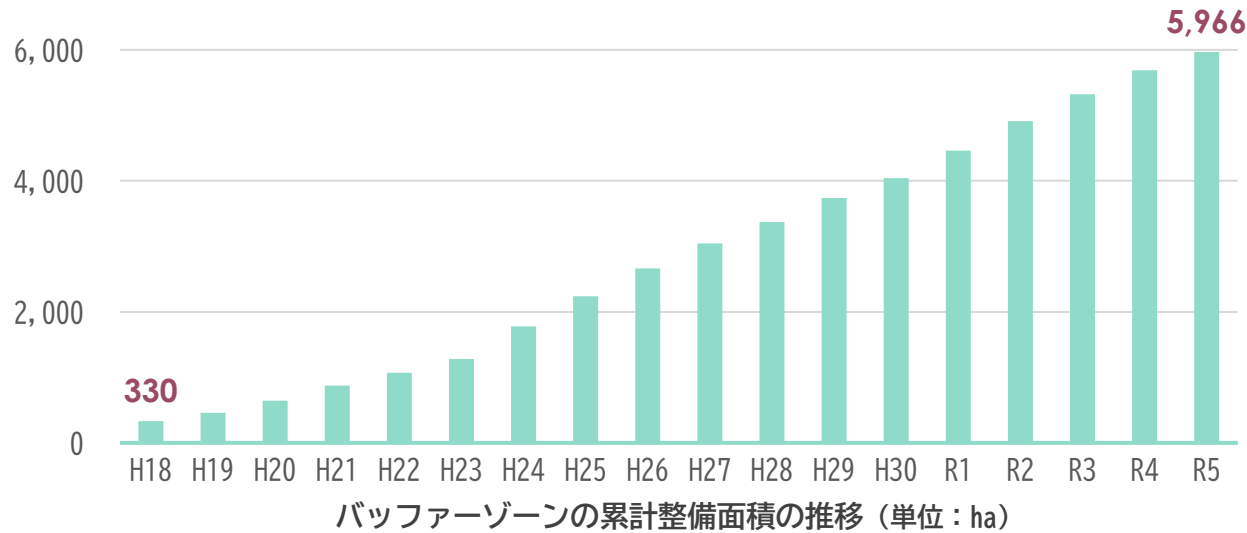
獣害防護柵の設置(加東市)

IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

5 野生動物の生息地の保全【生息地管理】

野生動物の生息環境の整備

人と野生動物の棲み分けを図るため、県民緑税を活用した野生動物共生林整備によりバッファークゾーン(見通しの良い地帯)の整備や奥山での広葉樹林の育成を進めている。



鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護のために鳥獣保護区を指定し、特に生息環境の保全が必要な区域は、特別保護地区として立木の伐採や土地の形質変更を制限している。

また、銃器による事故を防止するため特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定、水源地の汚染防止のため指定猟法禁止区域(鉛弾)を指定している。

鳥獣保護区等の指定状況 (令和6年3月末現在)

区分	箇所数	面積 (ha)
鳥獣保護区	86	38,646
鳥獣保護区 (うち特別保護地区※)	(13)	(1,770)
休 猟 区	1	2,921
特定猟具使用禁止区域 (銃器・くくりわな)	169	202,123
指定猟法禁止区域 (鉛散弾)	1	140
計	257	243,830

※ 国指定鳥獣保護区 (特別保護地区含む) 2箇所を含む

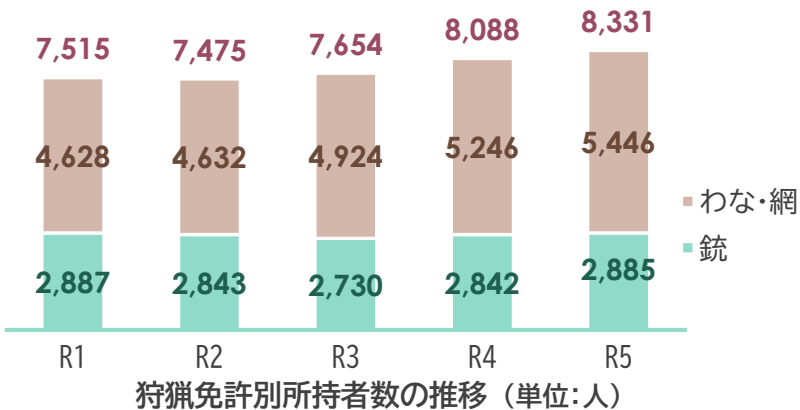
IV 野生鳥獣の被害防止総合対策の推進

6 狩猟者の確保・育成及び狩猟の適正化

狩猟者の確保・育成

狩猟への関心を高める体験会や免許取得のための知識を学ぶ講習会等の開催のほか、狩猟初心者向けの研修機能を併せ持つ県立総合射撃場を有効に活用し、狩猟者の確保を進めている。

また、有害捕獲者を育成する実践研修や熟練狩猟者による銃猟のマンツーマン指導等の実施により、狩猟後継者の育成に取り組んでいる。



兵庫県立総合射撃場 ～ハンターズ フィールド 三木～ (R6.6.1開場)

多様な銃種・射撃タイプに対応した射撃練習場とわな猟の練習場を備えた全国初の施設

所在地 三木市吉川町福井

営業時間 夏期(4～9月)9:30～17:00、冬期(10～3月)9:30～16:00

※月曜日(祝休日の場合は翌日)、年末年始は休業



兵庫県立総合射撃場全体位置図

管理棟(上:外観 下:内部)



トラップ射場



ライフル射場



エアライフル射場

狩猟事故の防止

狩猟取締や鳥獣保護管理員による現場での安全指導、兵庫県猟友会、県警本部と連携し安全研修会等を開催する。



狩猟マスター育成スクール銃猟実習 (豊岡市内)